

## 神崎市と西九州大学との商品開発研究についての連携に関する協定書

神崎市と西九州大学（以下「両者」という。）は、地域と連携した商品開発研究に関し、相互に連携し協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、両者が相互の緊密な連携と協力により、地域と連携した地域ブランドづくりを推進するとともに、力強く活気あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 両者は、次に掲げる内容について連携・協力するものとする。

- (1) 地域と連携した付加価値の高い商品開発研究に関すること。
- (2) 豊かな地域づくりに関すること。
- (3) 人材の育成に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

### （協議事項）

第3条 両者は、この協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件や知的財産その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

### （情報の保護）

第4条 両者は、この協定に基づき連携・協力を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を発するものとし、期限を設けない。ただし、両者のいずれかが申し出た場合においては、この協定を改廃することができる。

### （その他）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、両者で協議するものとする。

この協定の証として、協定書を2通作成し、両者が署名捺印の上、各自1通を保持する。

平成23年9月20日

神崎市神埼町神埼410番地

神崎市

神崎市長

（署名）

松本茂幸

神崎市神埼町尾崎4490番地9

西九州大学

西九州大学長

（署名）

福元裕二